

議員提出議案第2号

琴浦町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び琴浦町議会会議規則第14条第2項の規定により提出する。

令和6年3月22日 提出

提出者	琴浦町議会議員	川本正一郎
賛成者	同	手嶋正巳
	同	井木裕
	同	山本秀正
	同	谷田順子
	同	小椋憲浩

令和6年 月 日

琴浦町議会議長 大平高志

提案理由説明

琴浦町議会の個人情報保護条例の一部改正について提案理由説明を行います。

1 概要

現在、情報公開制度の運用にあたり、琴浦町情報公開等審査会を設置し、琴浦町情報公開条例及び琴浦町議会の個人情報の保護に関する条例に基づく開示請求等への対応を行っていますが、審査内容の複雑化などに対応するため、町単独での設置から鳥取県設置の審査会へ事務委託し、効率化を図るために現状に合わせた所要の改正を行うもの。

2 改正内容

琴浦町情報公開等審査会を廃止するため、琴浦町議会の個人情報の保護に関する条例第 45 条第 1 項並びに同条第 3 項中の「琴浦町情報公開条例第 18 条に規定する琴浦町情報公開等審査会」とあるのを「地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項に規定する審査会」と改め、諮問先を鳥取県設置の審査会へ改正するもの。

3 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

令和6年琴浦町条例第 号

琴浦町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

琴浦町議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年琴浦町条例第17号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(審査会への諮問)</p> <p>第45条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為については審査請求があったときは、議長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、<u>地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項に規定する審査会に諮問しなければならない。</u></p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 議長は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、<u>地方自治法第138条の4第3項に規定する審査会に諮問することができる。</u></p>	<p>(審査会への諮問)</p> <p>第45条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為については審査請求があったときは、議長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、<u>琴浦町情報公開条例第18条に規定する琴浦町情報公開等審査会に諮問しなければならない。</u></p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 議長は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、<u>琴浦町情報公開条例第18条に規定する琴浦町情報公開等審査会に諮問することができる。</u></p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。